## 青 森 県 教 育 :委員 会の 事 務 $\mathcal{O}$ 点 検 及 び 評 価 実 施 要 綱

## (趣旨)

第 この 要 綱 は、 地 方教 育 行 政  $\mathcal{O}$ 組 織 及 び 運 堂営に 関 す る法 律 (昭 和  $\equiv$ + \_\_ 年 法 律 第 百 六十二号) 第二十六 条  $\mathcal{O}$ 規 定

に 基づき、 教 育 . 委員 会  $\mathcal{O}$ 権 限 に 属 す る事 務  $\mathcal{O}$ 管 理 及 び 執 行  $\mathcal{O}$ 状 況 につい て点検及び評 価 を実施するため、 必 要 な 事

項を定めるものとする。

(点検及び評価の実施)

第二 教 育 委 員 、会は、 毎年、 前 年 度 0 教 育 に 関 す る事 務 が 青 森 県 教 育施 策 0) 方針 に 基づい て 適 切 に 実施され 7 7 る カコ

点 検 するとともに、 その 成 果及 び 課 題 等 に 0 1 て 自 5 評 価 す る Ł 0) とする。

(学識経験者等の知見の活用)

第三 教 育 委 員 会は、 点検 及 び 評 価 に つい て  $\mathcal{O}$ 客 観 性 を確 保する ため、 点 検 及 び 評 価  $\mathcal{O}$ 実 施 方法 並 び にその内容等に

0 V て意 見 を 聴 取 するなど、 教 育 に 関 す る学識 経験 を有す る者  $\mathcal{O}$ 知 見 を活用する Ł のとする。

(点検及び評価の結果の活用)

第四 点 検 及  $\mathcal{U}$ 評 価  $\mathcal{O}$ 結 果 は 教 育 施 策  $\mathcal{O}$ 企 画 <u>\frac{1}{2}</u> 案等、 効 果 的 な 教 育 行 政  $\mathcal{O}$ 推 進 等 に 活 用 する ŧ 0 とする。

(県議会への報告等)

第 五. 点 検 及 び 評 価  $\mathcal{O}$ 結 果 に つ V) て は、 報 告 書 を 作 成 L て 県 議 숲 ^ 提 出 するとともに 公表するも のとする。

(その他)

第六 ک 0) 要 綱 に 定  $\otimes$ る ŧ  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ ほ か、 点 検 及 び 評 価 に 関 L 必 要 な事 項に つい ては、 教育 長 が 別 に 定め る。

附 則

0) 要 綱 は、 平 成 <u>二</u> 十 年 五. 月 七 日 か 5 施 行 ける。

附 則

2

1 ک 0) 要 綱 は、 平 成二十 Ė 年 兀 月 一 日 か 5 施 行する。

森 森 県 県 地 項 教 方 教  $\mathcal{O}$ 育 教 場 委員 委員 合 育 に 行 会の 政 お 会 0) 1  $\mathcal{O}$ 事 事 7 組 務の 務 は、 織  $\mathcal{O}$ 及 点 点 改 び 検 検 正 運 及 営 及 後 び び  $\mathcal{O}$ に 評 評 関 青 価 価 森 す 実 県 る 実 施 施 教 法 要 要 育 律 委 綱 綱  $\mathcal{O}$ 員 第  $\mathcal{O}$ 部 会 規 を改 中 定  $\mathcal{O}$ は、 事 地地 務 Ē 方教育 す な  $\mathcal{O}$ る お 点 そ 検 法 及 律 行  $\mathcal{O}$ 効 び 政 伞 力 評 を 組 価 成二十六 織 有 実 する。 及 び 施 要 運営に 年 綱 この 法  $\mathcal{O}$ 律 規 関 場 第七 定 合に は る法法 十六号) 適 お 用 律 1 せ て、 ず、 (昭 附 和 改 則 改 三十 第二 正 正 前 前 条  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 第 年 青 青

法 平 律 第 成二十六年法 百六十二号) 律 第二十 第七十六号) 七 条」 とあ 附 則 第二 る  $\mathcal{O}$ 条第二項 は、 地 方  $\mathcal{O}$ 規 教 定に 育 行 ょ 政 り 0) な 組 織 お 効 及 び 力を有することとされ 運 営に 関 す る 法 律  $\mathcal{O}$ る同 \_\_ 部 法に を 改 による改 正 す る 正 法 前

0

す

地

 $\mathcal{O}$ 

育